

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認函館地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	1 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	2 件
国民年金関係	2 件

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、当該期間のうち、平成8年9月を24万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年2月6日から13年7月14日まで

私は、申立期間においてはA社に勤務していたが、当該事業所に係る標準報酬月額の記録を確認したところ、受け取った給与よりも低くなっているため、標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間のうち、申立人の平成8年9月の標準報酬月額については、申立人が所持する給料明細書により確認できる厚生年金保険料の控除額から、24万円とすることが妥当である。

なお、申立人の平成8年9月に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事

業主が申立てどおりの報酬月額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間のうち、平成3年2月6日から8年9月1日までの期間及び同年10月1日から13年7月14日までの期間については、前述の給料明細書により確認又は推認できる報酬月額又は厚生年金保険料の控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録により確認できる標準報酬月額を上回らないことから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年2月から55年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和45年2月から55年4月まで
年金記録が送られてきて、申立期間が国民年金に未加入であることが分かった。

私は実家のA店で働いており、申立期間当時、年金や税金等の支払は母親が行っていた。

両親や妹は、国民年金に加入し保険料が納付済みとされているのに、私が加入していないのはおかしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の母親が申立人の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納めていたと供述しているが、申立人の公的年金の加入記録は、厚生年金保険の期間のみであり、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

また、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続及び保険料の納付を行ったとする申立人の母親から、当時の事情を聴取することができないため、申立期間に係る国民年金の加入状況及び保険料の納付状況を確認することができない。

さらに、申立期間は123か月と長期間である上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 58 年 1 月から 59 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 1 月から 59 年 3 月まで

私は、昭和 58 年頃に社会保険事務所（当時）に行って年金記録を調べてもらったところ、25 万円の保険料を支払わないと将来年金がもらえなくなると言われたため、言われたとおり 25 万円の保険料を納付したにもかかわらず、申立期間が未納とされていた。

国民年金保険料を間違いなく支払っているのに、未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、申立人とその前後の手帳記号番号の資格記録の状況等により、昭和 61 年 5 月頃に払い出されたものと推認でき、当該番号払出時点において、申立期間は時効により国民年金保険料を納付できない期間である上、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

また、申立人は、「25 万円の保険料を納付した。」と供述しているが、申立期間の保険料の合計額と大きく相違している上、申立人の手帳記号番号払出時点で納付可能であった昭和 59 年 4 月から 62 年 3 月までの保険料の合計額とほぼ一致することから、申立人の 25 万円を納付したとする記憶は、当該期間の保険料である可能性も否定できない。

このほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。